

諮 問 第 2 5 2 号

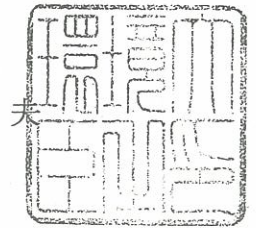
環保企発第081215002号

平成20年12月15日

中 央 環 境 審 議 会

会 長 鈴 木 基 之 殿

環 境 大 臣 齊 藤 鉄



公害健康被害の補償等に関する法律の規定による
障害補償標準給付基礎月額及び遺族補償標準給付
基礎月額の改定について（諮問）

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎
月額及び遺族補償標準給付基礎月額を平成21年4月分から別記のとおり
改定することについて、同法第26条第2項及び第31条第2項の規定に
基づき貴審議会の意見を求める。

(別 記)

障 害 補 償 標 準 給 付 基 礎 月 額

(単位：千円)

年 齢 階 層	性 別	
	男	女
2 0 ～ 2 4 歳	1 8 6 . 1	1 6 2 . 1
2 5 ～ 2 9	2 2 4 . 7	1 8 7 . 0
3 0 ～ 3 4	2 6 5 . 3	2 0 0 . 4
3 5 ～ 3 9	3 0 6 . 7	2 0 9 . 6
4 0 ～ 4 4	3 4 5 . 8	2 1 3 . 6
4 5 ～ 4 9	3 5 9 . 9	2 0 6 . 4
5 0 ～ 5 4	3 6 0 . 5	2 0 0 . 2
5 5 ～ 5 9	3 3 6 . 8	1 9 4 . 0
6 0 ～ 6 4	2 4 8 . 8	1 6 7 . 3
6 5 ～	2 1 8 . 8	1 6 3 . 5

遺 族 補 償 標 準 給 付 基 礎 月 額

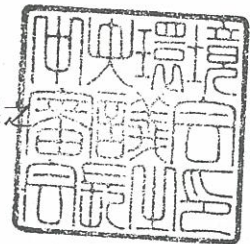
(単位：千円)

年 齢 階 層	性 別	
	男	女
2 0 ～ 2 4 歳	1 6 2 . 9	1 4 1 . 9
2 5 ～ 2 9	1 9 6 . 6	1 6 3 . 6
3 0 ～ 3 4	2 3 2 . 2	1 7 5 . 4
3 5 ～ 3 9	2 6 8 . 4	1 8 3 . 4
4 0 ～ 4 4	3 0 2 . 6	1 8 6 . 9
4 5 ～ 4 9	3 1 4 . 9	1 8 0 . 6
5 0 ～ 5 4	3 1 5 . 5	1 7 5 . 2
5 5 ～ 5 9	2 9 4 . 7	1 6 9 . 8
6 0 ～ 6 4	2 1 7 . 7	1 4 6 . 4
6 5 ～	1 9 1 . 5	1 4 3 . 0

中環審第482号
平成20年12月15日

中央環境審議会環境保健部会
部会長 佐藤 洋 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



公害健康被害の補償等に関する法律の規定による
障害補償標準給付基礎月額及び遺族補償標準給付
基礎月額の改定について（付議）

平成20年12月15日付け諮問第252号、環保企発第081215002号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。

(参照条文)

○公害健康被害の補償等に関する法律
(昭和四十八年十月五日法律第百十一号)

(障害補償費の額)

第二十六条 障害補償費の額は、被認定者の障害補償標準給付基礎月額に相当する額にその者の障害の程度に応じた政令で定める率を乗じて得た額（指定疾病による障害の程度が前条第一項の政令で定める障害の程度のうち最も重度である障害の程度に該当するものである場合にあっては、その額と政令で定める介護加算額とを合算した額）とする。

2 障害補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて定める。

(遺族補償費の額)

第三十一条 遺族補償費の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額とする。

2 遺族補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準、被認定者又は認定死亡者が死亡しなかつたとすれば通常支出すると見込まれる経費その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて定める。

3 (略)

○公害健康被害の補償等に関する法律施行令
(昭和四十九年八月二十日政令第二百九十五号)

(障害補償標準給付基礎月額の算定方法)

第十二条 障害補償標準給付基礎月額は、法第四条第一項又は第二項の認定を受けた者（法第六条の規定による申請に基づいて認定を受けた者を除き、以下「被認定者」という。）の性別及び環境大臣の定める年齢階層別に区分して、毎年度定めるものとする。

(遺族補償標準給付基礎月額の算定方法)

第十七条 遺族補償標準給付基礎月額は、死亡した被認定者又は法第六条の規定による申請に基づいて行われた認定に係る死亡者の性別及び環境大臣の定める年齢階層別に区分して、毎年度定めるものとする。